

相手国・政府・国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 U.S. 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効期日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	重慶母子保健医療機材整備計画 のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	重慶母子保健医療機材整備計画を実施するために必要な機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.車両の調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,148,000千円 H15.3.3まで	H14.3.4 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經 濟合作部首席代表 28号	H15.2.10
中国	西部七省・自治区感染症予防推進計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	西部七省・自治区感染症予防推進計画を実施するための機材及びその据付けに必要な役務の供与 1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.車両及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	406,000千円 H15.3.31まで	H14.4.18 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經濟合作部副部長 H15.6.10 171号	H15.6.10
中国	中等專業教育学校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	中等專業教育学校機材整備計画を実施するための機材及びその据付けに必要な役務の供与 1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.車両及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,368,000千円 H15.3.31まで	H14.4.18 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經濟合作部副部長 H15.6.10 172号	H15.6.10
中国	広西天湖貧困区貧困救済計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	広西天湖貧困区貧困救済計画を実施するために必要な機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 1.機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	670,000千円 H15.3.31まで	H14.6.24 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經濟合作部副部長 H15.5.8 127号	H15.5.8
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 1.人材育成奨学計画を実施するために必要な機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2.上記1.の学生の日本国内での勉学に必要な経費の供与 3.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	363,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經濟合作部副部長 H15.10.16 386号	H15.10.16
中国	長春中日友好淨水場制御設備改修計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	長春中日友好淨水場制御設備改修計画を実施するために必要な機材及び資材並びにその据付けに必要な役務の供与 1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.淨水場の管理指導に必要な役務の供与	999,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經濟合作部副部長 H15.10.21 398号	H15.10.21
中国	黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な機材及び資材並びにその据付けに必要な役務の供与 1.林道の建設及び植林に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.植林ガイドラインの作成を含む植林の指導のために必要な役務の供与	489,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 龍永圖對外貿易經濟合作部副部長 H15.10.21 399号	H15.10.21

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○△□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

中華人民共和国との無償資金協力取権一覧

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力生目) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	第二次貧困地域結核抑制計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次貧困地域結核抑制計画を実施するために必要な機材及びその搬付けに必要な役務の供与 1. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	402,000千円 H15. 3.31まで	H14. 9. 6 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永圖対外貿易経済合作部副部長	H15.10.21 400号
中国	大明宮含元殿遺跡保存環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	大明宮含元殿遺跡保存環境整備計画を実施するため 1. 畜牧場屋及び資料館並びにその周辺道路の建設のために必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	280,000千円 H15.11.20まで	H14.11.21 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永圖対外貿易経済合作部副部長	H16. 2.10 48号
中国	漢江洪水予警報機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	漢江洪水予警報機材整備計画を実施するため 1. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	530,000千円 H16. 3.12まで	H15. 3.13 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永圖対外貿易経済合作部副部長	H16. 3. 3 86号
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画を実施するため 1. 林道、谷止工その他開墾施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 植林の指導のために必要な役務の供与	179,000千円 H16. 3.12まで	H15. 3.13 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永圖対外貿易経済合作部副部長	H16. 6.18 289号
中国	内陸部救急医療センター機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	内陸部救急医療センター機材整備計画を実施するため 1. 車両及び機材の調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	995,000千円 H16. 3.31まで	H15. 4.18 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16. 4.28 168号
中国	第二次中等専業教育学校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次中等専業教育学校機材整備計画を実施するため 1. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,268,000千円 H16. 3.31まで	H15. 4.18 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16. 4.28 169号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成医学計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成医学計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本全国での勉学に必要な経費の供与	933,000千円 H16.3.31まで	H15.6.24 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 安民商務部副部長 446号	H16.8.11
中国	第三次貧困地帯結核抑制計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第三次貧困地帯結核抑制計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の機材の管理指導に必要な役務の供与	449,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 安民商務部副部長 519号	H16.8.25
中国	黄河中流域保全林造成計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 植林ガイドラインの作成を含む植林の指導のために必要な役務の供与	371,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 安民商務部副部長 520号	H16.8.25
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 林道、谷止工及びその他関連施設の建設並びに植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 植林の指導のために必要な役務の供与	519,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 安民商務部副部長 521号	H16.8.25
中国	西安市廃棄物管理改善計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	西安市廃棄物管理改善計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の車両及び機材の操作指導のために必要な役務の供与	1,323,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中國側 安民商務部副部長 522号	H16.8.25

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。